

公委第 700309 号

[illegible]

なお、同条第6項各号に掲げる事項を記載した弁明通知書は、京都府警察本部交通部交通指導課駐車管理センターに保管していますから、弁明の機会の付与を受ける者は、来訪の上、受領してください。

昭和8年7月24日
京都府公安委員会 印

記

- 〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85の3
京都府警察本部交通部交通指導課駐車管理センター

- 令和8年 8月 7日 まで

- 3 弁明の機会の付与を受ける者及びその弁明の件名

[illegible]

注 道路交通法第51条の4第7項の規定により、この公示をした日から起算して2週間を経過したときに、当該通知の到達があったものとみなされます。